日本経済思想史2004 2005/01/19

# 日本経済思想史 第12回

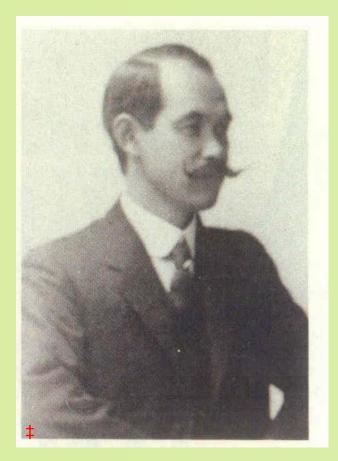
# 2004年度冬学期 武田晴人

‡:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、 同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。

## 12 石黒忠篤と小作問題

#### ●石黒忠篤【いしぐろただあつ】

●1884.1.9 - 1960.3.10 農政官僚。陸軍軍医子 爵石黒忠悳ただのりの長子。東京生れ。法 学者穂積陳重のぶしげの女婿。1908年東大 法科卒業後、農商務省に入り、20年から農政 課長として小作制度調査委員会を指揮し小作問題に関わり、31年農林次官就任、翌年 から農山漁村経済更生運動を指揮。34年に 退官し産業組合中央金庫理事長、農村更生 会、満州移住協会、農業報国連盟理事長 ど農業関係の要職を歴任、40年には第2次 近衛内閣の農相、45年鈴木貫太郎内閣の農 <u> 商相として戦時農政を指揮。〈農政の神様〉と</u> 異名をとる。43年から貴族院勅選議員。戦後 は公職追放解除後の52年参議院当選(緑風 会)。[株式会社岩波書店 岩波日本史辞典]



武田晴人著『集英社版 日本の歴史 (19) /帝国主義と民本主義』p.249 集英社 1992年

## 小作争議【こさくそうぎ】

●小作農民が小作条件の改善を目的に地主と対抗した闘争。すでに明治中期から不作などを原因として西日本で散発していたが、本格化するのは第1 次大戦後のことである。近畿を中心とした西日本では、大戦を機とする資本 主義の発展が労働市場と農民的小商品生産の展開を促し、高率高額小作 料と小作農家経営との矛盾を深めて小作料減額を要求する小作争議が急 速にひろがった。この背景には、平等思想やロシア革命による社会主義思 想の流入、米騒動の勃発などがあり、争議には小作人の人格承認要求が 強く反映されていた。これらの争議が1920年代半ばにピークを迎え、昭和恐 慌期に入ると争議の主流は、恐慌で困窮した中小地主が同じく窮迫した小 作農民に小作地引上げを迫るものになり、土地をめぐる両者の厳しい対立 が続いた。争議の中心地は東日本や養蚕地帯に移動し、争議件数はこの 間増大して35年に戦前最大の6824件を記録。争議において地主は明治民法 に守られた土地所有権に訴え、小作農民は耕作権の保証を求めたが、裁判 や調停では小作地の引上げや滞納小作料の支払が認められることが多 かった。これに3・15事件などに示された弾圧・規制が加わり、争議の性格は 小作守勢的なものに変った。とはいえ、その後も戦時下に至るまで絶えるこ となく続き、こうした戦前の小作農民の息の長い戦いが農地改革実施の歴 史的前提になった。

#### 小作調停法【こさくちょうていほう】

●第1次大戦後の小作争議の高揚に 対処するために、1924年7月公布、 大半の県で12月に施行された法律。 小作争議が起きた場合、地主・小作 農のいずれかの申立てに基づいて 裁判所が調停を行う制度が設けら れ、法律を実行するために、各府県 に小作官が置かれた。調停結果は 裁判所が認めれば裁判上の和解と 同等の効力をもった。小作農の力の 強い地域では、調停で地主の譲歩 を勝ち得た例もあったが、地主的土 地所有の優位を認めた明治民法を 前提としていたため、小作農に不利 に作用することも少なくなかった。戦 後の51年に廃止され、民事調停法 の中の農事調停制度に代わった。

武田晴人著『集英社版 日本の歴史 (19) /帝国主義と民本主義』p.254 集英社 1992年



20 伏石争議 香川県の伏石村の争議では、農民たちが小作条件の改善と小作料 3割減とを求めて立ち上がった。地主側は、立毛(収穫以前の稲) 差し押さえで対抗 したが、農民たちは共同で脱穀を強行した (写真の絵葉書)。激烈な闘争の末、1925 年から3年間、小作料を1割7分5厘減らすことで決着した。

Haruhito Takeda

#### 小作立法【こさくりっぽう】

●1920年の原敬内閣によって設置された小作制度調査委員会 で初めて小作立法案が審議された。農政官僚小平権一がまと めた「小作法案研究資料」(幹事私案)である。第1次大戦以降の 米騒動、小作争議、ILOの農業労働者問題(小作組合結成の勧 告)などによって日本は地主・小作関係の近代化を迫られてい た。このため小作法(小作権の確立)、小作組合法、小作調停法 の三つを内容とする小作立法が時代の焦点となった。しかし、 地主の強い反対運動により24年の小作調停法を除き成立しな かった。とくに31年浜口内閣の提出した小作法案の審議未了を 最後に立法化は見送られた。

#### 石黒忠篤の思想

■「石黒の生涯をつうじて変らぬ農本主義はこの時期 にその原型を形成したといわなければならない。たし かに石黒は農本主義者であり、その発想の核心は小 農主義に徹していた。だが石黒の小農主義の根底に は、独立自由な自営農民層こそが国内市場形成の豊 かな土壌を形成するものであり、こうした基盤をふまえ てこそわが国の民主主義の復権は真に保証されると いう考え方が流れているといってよいだろう。ここでわ たくしは端的に言いたい。このような石黒の発想は、そ の国家観にも投影し、自営農民の勤労を土台とした 「農民の国」実現への希求が率直に表明されている 210

竹村民郎「地主制の動揺と農林官僚」『近代日本経済思想史1』有斐閣、1969年

## 前田正名と柳田国男の影響

石黒は自らを前田正名の仕事の後継者として位置 づけ、「すでに明治十七年の有名な興業意見にも、法 律をつくったり、資本をもってきたり、制度を設けたり、 施設をやったりすることは、そもそも末で、それを動か す精神がだいじだといっている。私も農政課でいろい ろ政策や施設に苦心しながら、つくずく考えさせられた のは、国家や団体が種々施設をしても、農民それ自身 が進んでこれを活用するのでなくては何もできない。そ こで大正十四年加藤、那須などの友人達で、在来の 農学校などの欠陥を補うために、国民高等学校運動 をおこした」というのである。

- 石黒と日本農業研究所長石井英之助との座談。
- ●石井「それが(前田正名の「興業意見」とか「村是」とか「農事調査」等一連の運動)後に石黒さんなんかが中心になっておやりになった経済更生運動と形がよく似ている。そこに人的なつながりがあったのではないか。経済更生運動の時の一方の立役者である高橋是清さんは前田正名さんのお弟子であるから、前田正名の考え方なり意思なりが高橋さんを通じて経済更生運動の時に現われたのではないかという気がするのです」。
- ●石黒「あなたのいわれる通りです。明治初期の農業恐慌に際して前田さんの「興業意見」や石川理紀之助の『農業適産調』が出て、ごく地味なゆき方をした。それはまた二宮尊徳の復興事業の精神とも一脈の関連をもっている」。

- ●1920-23年小作制度調査委員会設置
- ●1919年7月石黒、農政課長就任
- その就任時の抱負
- •「再び小作制度の調査を行ひ小作立法に迄進もうと思立った。先年の調査(明治末、石黒忠篤、外山親三、小野武夫などによる小作慣行調査)から十年の歳月が流れ、小作争議は日増に盛になった。而かも政府は彼の調査を基として何の準備もせずに其間を過してしまった。私は過去に鑑み、将来を想ふて、此際どうしても之を断行すべきだと考へたのである。併し夫れは当時国内事情から見れば真に一大決心を要する事であった」。

- ■「大正七年の小作争議件数が全国で二百五十件ばかりで あったが、しまいには何千件というようになってきた。これが勢 いに乗るとえらいことになる。・・・・私どもは自作農で行くことが できればこれにこしたことはないと思うのだけれども、非常に数 多い小作人を自作農にするには、大地主の土地を分けてやる のに、これをタダで取り上げるわけにはいかないから、相当な 値段で買上げるための財政の裏づけがなければできない。・・・ 仕方がないから金なしでゆこう。それには、だんだん小作制度 の改善をして小作者が農業経営をやってゆけるようにするより ほかないということで、小作制度の調査からふり出した。しかし、 できるだけ自作農をやることは結構ですから、小作争議の一手 段として自作農制定をはじめた」。
- ◆事実、石黒農政課長は、部下の小野武夫、笠森伝繁などを中心として、維新の土地制度改革の問題を徹底的に研究させ、あわせて、大戦後のヨーロッパにおける土地制度改革の問題をも、田辺勝正などに調査させている。

#### 石黒農政の意図

■「私は相当の犠牲を払っても、農業を保護することに依って、 或は鈍重の譏りがあるかも知れないけれども、我国の国民性 として寧ろ鈍重の分子は少しでも余計尊重しなければならぬの でありますから、其の心身共に健全なる男女を、我国の農地に 或る程度まで留め置くやうな方策を執ることが、出費を厭はず 国家社会が為すべき事であろうと考へるのであります。今日の 我国の農業の地位が、主要食糧の大部分を供給して居ると云 ふやうな事実に於て、又現に国民の過半数が農業に依って衣 食して居ると云ふやうな事実に於て、又輸出入貿易に付て、我 国の国際貸借を決済致すものは、小農家の子女の引出す細 い生糸の一本の筋に懸って居るものであると云ふやうな事実 に基いて、・・・・商工業有らゆる方面に男のみならず女の健全 なる労力を供給する淵源であると云ふ点に於ても、其根源たる 農村を相当に保護しなければならぬ必要が国家社会の上にあ ると斯う思ひます。此の見地から致しまして農業将来の進展に 関して執らざる可からざる手段を決定すると云ふ事は、単に産 業上の問題であると云ふよりも、寧ろ政治上の問題であり社会 上の問題であると云ふ方が宜しい」。 Haruhito Takeda

### ●小作立法に対する反発

●「小作制度調査委員会の小作法案が一度新聞紙上に漏るるや、全国の地主並に之が代弁者たる貴衆両院議員等は農村研究其他の名義の下に密かに結集して此の法案に対抗する運動を起した。其の結果調査委員会に於ける小作法案の審議が突然著しく其の矛先を鈍らされたことは最も注目すべき事実である。かくして、主として地主側の勢力が代表されて居た委員会一般の空気は、小作法の制定よりは寧ろ調停法の制定を急ぐべしとするの意見に傾いたのである」。

末広厳太郎『農村法律問題』1924年

#### 第一次大戦後の小作人の意識の変化

- 大門正克『近代日本と農村社会』日本経済評論社、1994年より
- ●華美?になった小作人ーー岐阜県警察部の報告
- ●「(小作人の)従来質朴なりし風俗は華美なる農家となり、綿織物は毛織物、絹織物に、蓑はマントに、藁草履は空気草履に代り(中略)、殊に剛健なるへき青年の頭髪は分けられ、金縁眼鏡、金時計、金指輪、絹洋傘等を以て身辺を装飾し、其精神は遂に着実の風を失ひ農村に土着し勤労するの念薄らき、利を見て趨り難を厭ひて易に就かむとするか如き浮薄なる観念を増長せり」
- ●「(小作人は)時勢に動かされて一般に奢侈に流れ美衣美食を纏ふに至り。麦飯は早く空腹を感して経済上却て不利益なりとの口実の下に、之を廃して米飯を専用するもの多く、又魚鳥肉を用ひて栄養を摂取せされは過労なる養蚕労働に堪へ難しと称して、養蚕時期等は極めて贅沢なる生活をなし・・・」
- 「昔時に在りては小作人にして米飯を食する者殆となく、多くは黍、粟等なりしも、日清戦争後は麦飯を食する様になり、日露戦争後は米麦半々となり、今次の戦争後は全然米飯のみとなりたり、家屋も今は畳を用ふる者多く、床には軸物等を掛くるものあり、殊に養蚕を行ふ者は賛沢になりたり、又新聞雑誌も相当に読むか如し、此の如く小作人は生活状態の進むに従ひて経済観念も発達し、農業利益の分配か当を得て居るや否やに付て考慮するに至れり」

#### 地主への反発

- 大戦景気による生活水準の格差は、何よりも地主と小作農民のあいだで拡大する傾向をみせた。岐阜県では、「米価騰貴し、其れか為に地主は大なる利益を得たるに反し、小作人に差したる利益なく」、そのため小作人は「地主の贅沢なる生活を妬」み、地主が「殆と経費を要せさる土地に付大なる利益を獲得しつつあ」るは「甚た不当なり」と考えるようになったという。(大門による)
- ●「(小作人は引用者注〕地主に対して従来主従の関係ありて相当の敬意を払ひたるも、今や全く地主の存在を認めす、地主か贅沢をするは小作人か非常に苦労して耕作し、其の産米を精選して給付するか為なり、吾等も人間たる以上地主か贅沢する以上相当の生活をする必要あり、之か為には小作料を軽減するは当然なりと称せり」
- ●「小作人は最近(一九二〇年ごろ)の農家の経済は非常に困難にして、数年前と今日とは生活上非常なる差異ありと称せり、即ち地主の小供か良き草履を着すれは小作の小供も同様なるものを欲し、又地主の小供か袴を着すれは小作人の子も同様に之を要求し、小作の子供のみ倹約せよとても出来さるなり」
- ●「本村ノ地主ハー般ニ頑迷ニシテ時勢ノ風潮ニ遅レ小作人ヲ差別扱シ且小作人ニ対スル情薄キカ如シ、(中略)地主カ小作人代表ヲ呼ヒ出シ地主ノ意見ヲ云ヒ渡セシ際、地主ハ椅子ニ依リ小作人代表ヲ下座セシメタル等、地主側態度ノ不遜ナリシコトハ小作代表ノ感情ヲ害シ、目下ノ状勢ヲー層悪化セシメタ」

### 小作人の主張の根拠ーー収支計算書

- この理由書には、二つの小作収支計算書が添付されており、 それを表3-1と表3-2に示した。表3-1は一九二四年の米価を基準にしたものであり、表3-2は一九一四年から二三年の平均米価にもとづくものである。「理由書」では、この両表をもとに小作人一人当り手間賃を計算し、表3-1では八九銭九厘に、また表3-2では六四銭六厘にしかならないとする。これに対し、鶉村における農業手間賃の日当は二円五〇銭であり、全国平均でも一九一九年以降は一円五〇銭を下らないとして、小作人の手間賃がいかに少ないかを訴えた。そのうえで「理由書」は小作料減額の必要性を次のように主張した。
- ●「道理上、私共小作人は米作によつてどんなに少くとも普通の農業労働者が取る手間賃と同じ位の所得がならぬものと信じてをり、またどの点から考へてもさうしなければならぬことと存じます(中略)。私共が今日どうしても忍びがたいことは、本村の小作料即ち私共の支払つてゐる小作料は日本一高く、どこにもその類例がないという一事です」

表 3-1 中部日本農民組合による小作料 2割引の理由書 (その1、米価1石40円の場合、1924年)

収 入		支出	
玄米[21石]	84.00円	小作料(15石)	60.22
屑米	0.91	種子代(1升25銭として2升)	0.50
其他(薬其他一切)	6.90	自給肥料	5.17
		金肥	2.86
		諸賴費(農具農屋費其他一切)	1.69
計	91.81	計 70.22	
		差別 21.69	

(出典) 中部日本農民組合「小作料二割引の理由書」 (農民運動史研究会編『日本農民運動史』1961年)。

表3-2 中部日本農民組合による小作料 2割引の理由書 (その 2、平均米価の場合,1924年)

平均米価	28.76円	1914~23年岐阜県米1石当り
収入	68.21	内訳は表3-1に同じ
支出	53.36	内訳は表3-1に同じ
差引残	14.85	23人分手間賃
手間賃	0.646	1人1日当り

(出典) 前表に同じ。

#### 小作農民の労働観の変化

- ●岡山県藤田農場争議に参加した楠戸鹿太郎の証言
- ●「小作人の立場というものは、どうにもひどいものだとは、かねて考えていたが、日本農民組合に加入したとき、小作人の農業経営に関する収支計算表をつきつけられ、自分たちの一日の労働がわずか二銭五厘(本邦農業要覧によれば、一九二五年農業労働者の賃金は年傭七八銭、日傭一円五一銭、季節傭一円五三銭であった)にしかあたらないことを知り、しかもその収支計算表は、じつによく出来ていて心からうなずくことの出来るものであったから、このとき、長い窮乏の原因をはっきりみたような気がした」。

## 農本主義者横田英夫の認識

#### ーー小作収支計算書の評価

- 横田が活用した史料は、「十数県の農事報告書」や農商務省農務局長の 調査(1912年)、福島県田村郡における一小作農の収支明細(1910年)、新 潟県農会の小作収支調査(五ヵ村、1909年)などの収支計算書である。
- ●「十数県の農事報告書」によれば、水田の反当り小作収支計算は最良の成績で四九銭七厘の赤字であり、もっとも不良な成績では実に一〇円九八銭五厘の赤字になる。赤字の差の原因は、「原料(純生産費)の減額にあらず、実に労銀の減額に基づける点にあり」。横田はいずれの史料についても小作労働評価の低さを指摘した。福島県の事例で剰余が少ないのは、労賃計算が「普通の農家に見積らるる労力の約三分の二に過ぎ」ないからであり、新潟県の小作農家についても、剰余は「利益と云ふも之れ真の利益にあらず、実に一日十五銭の労働なりと云ふ悲惨なる報酬にあらずや」と断じた。ここにおいて横田は、「小作は利益無しと云ふ断案の愈々明白なるを確信せざるを得ず」、と断言した。
- 小作収支計算は、「小作収入の甚だ貧乏なることを能く説明」するものであり、「此の調査」は「小作制度の解剖に取りて最も大切」なものであった。 横田は小作収支計算書を認識上の手段として小作問題観を深化させたのであり、小作収支計算書と小作労働への着目は、横田にとって「小作問題」発見のための導きの糸であった。

- ●横田の筆はさらに小作制度の評価につき進む。
- 「地主は小作料を得て微笑むなるべく、小作農民は余得を以て懐を温むべしと云ふ一般世人の見解は、全く拠る所なき謬見たり。而して其の謬見たることは、小作収支の実際が説明して余ある(中略)。小作農民は相当の労力を差引く時は、少しも利益を見ざるに対し、地主は一反歩より十二円と云ふ小作料を徴収し居れり。(中略)事実は寧ろ簡単にして、利益は悉く小作料と云ふ名義に含まれて、全然地主の手に帰すと云ふ一断案に尽く
- ●横田はさらにいう。「小作制度に対する想像は、全く美はしき情誼を幻視したる空想に過ぎず」。ここにおいて問題は、「斯くの如き呪ふべき特色ある制度に、小作農民が果して甘んずべきや否やなり」。地主・小作のあいだに「一大爆発の近づきつつある」「啓示」をうける。

#### 小作争議の経済的原因

- 日露戦後の横田は、不況による生活苦のなかで小作農民の「経済的自覚」がつよまり、小作争議が発生すると考えていた。 第一次大戦後、横田はこの認識をあらため、さらにひろい範囲で小作争議の原因を考えるようになった。横田があげる原因は三つあった。一つは「小作人の生活難」からなる「経済的誘因」、もう一つが「社会的誘因」、最後が「デモクラシーの普及」であった。
- ●「小作争議も経済的原因により、経済問題として限られてある限りは単に当事者の分配契約の変更だけで、即ち農村の小作人問題だけで解決し得るものである。しかし現実の小作争議の発生は決して単なる小作人独自の生活難から生れた経済的誘因だけではなかった。時恰も先進した労働運動が刺激となって、小作人階級意識を深刻に呼び醒まし、ここに階級闘争の精神を具現して社会問題の域に進んだ」

#### 社会的要因

「生活難」を理由にした小作運動が、不作による小作料減 免や込米廃止、契約小作料の軽減を要求したのに対し、「社会 問題」として出現した小作運動は、「労働価値」の「高唱」からさ らに進んで「生活権の保障」を要求するようになった。「社会生 産上の有力な貢献を為して居る労働の価値を認めよと云ふ要 求から、故に生産の上に重要な役割を勤める労働の提供者た る小作人の生活権を認めよと云ふ主張」に変わったのが、「社 会的誘因」を帯びた小作運動の特徴だと横田はいった。ここに 至り、小作運動の方法は「単独個々」から「団体」へ、「一時的組 合 | から「永久的 | 組合へ、「減免嘆願 | から「当然の権利 | へと 変化した。

### デモクラシーの普及

この変化をさらに促進したのが「デモクラシーの普及」であっ た。「デモクラシー(民本主義〕」の「精神」は、「人格価値の平等 と云ふ倫理観と、社会連帯(共存共栄、相互扶助)の社会観との 一致によつて真理づけられた」ものであり、「デモクラシーの精 神が普及し小作人が人間として自覚する」なかで、「経済上の 争議として発生した」小作争議は、「最早単なる経済争議ではな くて、人格解放の運動と化して行く」。小作運動は、「『我も人な り彼も人なり』と云ふ人格価値の平等に対する自覚、これより起 る要求」であり、それは「自覚したる小作人の不平」にほかなら なかった。ここには、小作運動の底流に人格承認への希求を見 抜く、横田ならではの観察眼の鋭さとリアリティーがあった。横 田は、勤労価値への確信からさらに「人間としての自覚」=「人 格」を承認する地点にまでその認識を進めたのであった。

● →小作農民の運動は小作料をめぐる要求からさらに経済的・社会的・人格的な解放運動に発展する、いいかえれば、経済争議から人格解放の社会改造運動へ、第一次大戦後のデモクラシーの潮流のなかで、農民運動の役割が変化したことを確信した横田は、農民運動のグランドデザインをこう描き直したのである。



94 農民たち 大正時代、桜島での撮影。

Haruhito Takeda

#### 小作人と工場労働者

- 横田には、地主と小作の関係を資本家と労働者の関係におきかえてとらえる観点があった。「小作制度に於ける地主対小作人の関係は、工場制度に於ける資本家対労働者の関係と同一ならざるを得ず地主と小作人との関係は、農村に於ける労資関係の表現である」。
- ●「(小作人は)小作人階級の利益を多くし生活の困難を免れるにはどうしても利益分配の相手たる地主と交渉し、その譲歩によって契約の変更をしなければならぬと気づく。しかしその契約は「自由」と云ふ名によって双務的に合意で契約したのだと云ふことになって居るから、これを譲歩させるには矢張り力を以て彼に迫らなければならぬと感ずる。これが階級意識である。この階級意識によって起った闘争を名づけて「階級闘争」と云って居る」

### 農本主義のもう一方の主張

- ●農民自治会運動 渋谷定輔の場合
- 特徴の第一は、農本主義の裏がえしとしての反都会主義。
- 「帝劇、ラジオ、三越、丸ビル、都会は日に日に贅沢に赴くのに引きかえ、農村は相かわらず、かびた塩魚と棚ざらしの染緋、それさえ、もぐらのように土まみれ、寒鼠のように貧苦に咽ぶ無産農民の手には容易にはいらない。もともと、都会は、農村の上まえをはねて生きている。農民の汗と血の魂を横から奪って生きているのである。その都会と都会人とが日に日に栄え、日に日に贅沢になってゆくに、それを養い生かしている方の農民が飢えて死のうとしておる。何という謂われのないことであろう。このように馬鹿にされ、こきつかわれ、しぼりとられながら、我等農民はなおいつまでも黙って居ねばならぬだろうか」。

### 農民自治会運動と渋谷定輔

- ●渋谷定輔「第二期農民運動の方向」農民自治会機関紙『自治農民』創刊号
- ●「小作争議以来、小作人は地主の無理解を鳴らし、地主は小作人を恨んで来た。だが、小作人は地主の無理解を鳴らすこと盛んなるも、一向都会を恨むことを知らず、地主は、小作人を恨むも、都会資本家の手先たる政治屋どもを恨むことを知らず、自作農は唯々この問題を、対岸の火災視して、都会搾取を知らなかった。
- もちろん、農民運動の第一歩として、地主と小作人の争議をみることは、 理の当然であり、毫も不思議なことはない。私はこれを以て第一期農民運動 と名づけている。
- しかし小作米の軽減には一定の限界があり、小作米の二割、三割、否、五割、六割を地主から割引させたとて、それで決してこの問題の根本的解決を見ることはできない。この問題は農村問題として、只地主と小作人のみの問題ではなく、農業耕作者全体の問題である。故に地主と小作人の問題は、実に一家内の問題に過ぎないのである。この問題が長ければ長いほど、われわれ農民の、否、農業耕作者全体の戦闘力の減少を来すのみである。今や農業耕作者は、小作人も、自作農も、打って一丸となり、近代商工主義、都会中心主義に対して弓を引かねばならない秋に直面しているのである」。

・「小作人問題の根本義は小作人の分前の大小の問題であろうか。言葉を変えていえば、地主の搾取の程度の問題であろうか。地主は随かに搾取者である。小作人は得るところはあろう。しかも小作人

は何ほどをえるであろうかを

思へ。(略)地主対小作人の問

題だけが重大であるのではな

い。もつと根本的問題がある。

農村対都会の問題がそれで

ある」。



217 『女工哀史』と『農民哀史』 渋谷定輔(右)は埼玉県南畑村(現富士見市)の生まれ、 
市酷な農業労働に従事しながら、独学で自己の思想を形成した。 
農民自治会などを基盤とする農民運動の活動家であり、詩人。 
詩集『野良に叫ぶ』は平凡社の下中弥三郎や土田杏村から高く評価された。

Haruhito Takeda

#### 小作農民は労働者であったのか

- 藤田軍太『小作争議の研究』自彊館書店、1924年
- 要するに従前の争議は、単に経済上の分配問題であつて、 所謂小作人の生存権とか、生活の向上とか云ふ様な面倒の問題を伴って居なかったので、不作の程度にして明瞭となるに至れば、地主の温情、小作人の共謙に基ける双方の互譲に由り問題は茲に解決を告げ、又紛擾の種を後日に残さなかったのである、之に反し現時の争議は、何れろ多少、資本家対労働者と云ふが如き観念の下に立脚し、所謂社会問題の色彩を加味せざるもの少なく、地方に由りては寧ろ社会問題中の主要なるものとして取扱ねばならぬ様な所もあって、其解決は頗る困難な状態を呈して居る。
- ・ 社会問題としての争議は、現代の経済組織即資本主義経済組織に到する抗争であって、現在の組織が嚴存する限りは、 之れが根絶は至難と云はねばならぬ、されば小作争議をして 全然社会問題化せしむるに於ては、其解決は殆ど不可能と云 ふべきである。

#### ● 小作人と工業労働者

- 世には小作争議を以て労働争議の一種と見倣せるものが 少くない、そは全く小作争議が農業労働者たる小作人と地主と の争ひであるので、労働争議が工業労働者と資本家及企業家 との事と同様なるものと見倣せる皮相の観察に過ぎぬものであ る。
- 今少しく農業小作人と工業労働者との産業上に於ける立場の相違と、其各相手方である地主と企業家との位置に就て内面的考察を加ふるときは、両者の間には著しき相違の存することを見出し得べく、從つて小作争議は必ずしも労働争議の一種として取扱の必要のないことが首肯せらるるであらう。
- 小作人も工業労働者も、産業上に於ける労力の提供者たる 点に於ては全く同一であるが、其労力の運用若くは使用の上に 於ては両者は著しき相違を有して居るのである。

- 小作人は所謂自己決定的労力の提供者であつて自分自ら 之れが使用者である、之に反し工業労働者は他決的労力の提 供者であつて叉他人に使用せらるるものである、更に具体的に 云へば、小作人は士地の所有者より其生産品の一定額若くは 一定率を分配する約束を以て土地を借入れ、自己の自由意志 に由り、自己の労力(或は類似の他人の努力)を使用して農業を 経営するものであつて、他に比して例へ貧弱なりとは云へ、産 業上より云へば明に一個独立の事業経営者である、之に反し 工業労働者は・・・他人即雇主若くは其代理者の指図の儘に殆 ど機械と同様に行動するに過ぎぬものである。
- 從つて小作人は他の企業者の如く、年の豊凶に基く生産品の多少と、叉一部貨幣価格の変動即収穫物相場の高低に由る収入増減の責任は自ら之を負はねばならぬ、之に反し工業労働者は直接其経営の衝に当つて居ない爲めに事業の盛衰に関する責任は之を負はねばならぬ理由はない、從つて常に約束通りの報酬は之を受くることが出來る、即ち前者に於ては其労働に対する報酬は毎に不定であるも後者に於ては必ず一定して居る。

- 労働争議は將來の賃銀引上若くは引下反対等の論争であって、小作争議は巳に使用せし労力の報酬に関する争である。
- ・・・・小作人は工業労働者よりも寧ろ工業上の企業者に酷似 して居るものである、彼は他人所有の土地を借入れ、之を以て 自ら自由に農業を経営し、其盛衰の責に任じ、其生産品は一 先づ之を自己の手中に収め、分配者たる地位に立てるの点は 工業上の企業者と異なる所はない、然し其企業に欠くべらざる 要素が一は一定の場所に定着せる土地であつて、他は転々自 在の流動資本であると云ふ相違がある、・・・其支払方法にも相 違を有して居る、小作人は一般に地主に対し文書若くは口約の 相違あるにせよ、悉く一定の数量を分配すべき契約を結んで居 る、之に反し工業上の企業家は必ずしも其資本家に対し一定 金額の支払を約束しては居ない・・・・

● 斯〈仔細に観察を下すときは、小作人は生産行程に於て筋肉労働の提供者たる点に於ては工業労働者と選ぶ所なきも、自由意志を以て事業を経営し其生産の結果を分配するの地位を占めて居る点に於ては工業上の企業者と全く異る所はない。・・・、從つて小作人たる農業上の企業者が地主に対し其分配額の軽減を企図する小作争議と、単に労働を提供する工業労働者が、其使用人たる企業家に対して、利益の分配増加を要求する労働争議とは其実質に於て著しき相違を有して居るものであって、単に皮相の観察に由て一様に取扱ふべきものでない。